

入札説明書

米子市掲示第54号に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、当該公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- 1 公告日 平成20年10月14日（火）
- 2 契約者 米子市
- 3 担当部課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5365）

4 入札物件

- (1) 業務名 地方税電子申告システム導入及びASPサービス提供業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

5 入札方法 一般競争入札

6 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課

(2) 日時

平成20年10月14日（火）から同月23日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

7 入札参加資格

次に掲げる事項をすべて満たしていなければ、入札に参加できません。

- (1) 平成20年10月14日現在で、社団法人地方税電子化協議会によりASPサービス事業者として登録された事業者又はその代理店であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 次項第1号に規定する入札参加申込みの期限から入札執行の日までの間に、米子市の入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立

て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、申立てがなされている者にあっても、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

(5) 次に掲げる項目の納付において滞納がないこと。

ア 市税

イ 消費税及び地方消費税

8 入札参加申込みの期限及び場所

(1) 期限 平成20年10月23日（木） 午後5時

(2) 場所 米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課

(3) 提出書類等

ア 入札参加申込書(様式第1号)

イ 同意書(様式第2号)

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（申込日前1年間に法定納期限の到来した消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、申込日前3か月以内に発行されたものに限る。）

9 入札保証金 免除

10 入札の方法 郵送又は電送による入札は、認められません。

11 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成20年10月27日（月）午後1時30分

(2) 場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階 202会議室

12 入札の手順

(1) 持参物

ア 入札書

- イ 委任状（代理人が入札する場合）
- ウ 印章（代理人の場合は、代理人の印章。なお、ゴム製のものは、不可）
- エ 筆記用具（鉛筆は不可）
- オ 辞退する場合の辞退届用紙

（2）入札書・委任状・辞退届の記入方法

別紙記載例のとおり

（3）落札者の決定

- ア 予定価格（非公表）を下回る入札金額のうち、最低価格を提示した者を落札者とします。
- イ 予定価格を下回る入札金額がなかった場合は、引き続き、再度入札を行います。入札は、最高3回まで行います。
- ウ 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。
- エ 入札執行を3回まで行っても予定価格に達した方がおられない場合には、最後の入札で最低金額を提示された方と示談をすることがあります。
※この場合でも、予定価格（非公表）を変更することはありません。
- オ 入札結果（入札者名、入札金額等）は、入札後に一般公開予定ですので、ご了承ください。

（4）その他の留意事項

- ア 入札開始時刻までに入札場所に参集されなかった方は、入札に加わることはできません。
- イ 入札者が1人であっても、入札は実施します。
- ウ 入札書には、記名押印をしてください。
- エ 入札金額は、算用数字を使用して記入してください。
- オ 入札金額は、明確に記入するものとし、これを訂正することはできません。
- カ 再度入札以降において、前回の最低金額と同額又はこれを上回った金額を記入することはできません。
- キ 他の入札者の代理を兼ねた者の入札は無効となります。

ク 2人以上の入札者の代理をした者の入札は無効となります。

ケ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受任者の意思が明確であるものに限る。）を提出してください。

コ 入札者は、入札書を提出するまでの間に入札辞退届又は入札を辞退することを明記した書面を提出すれば、いつでも入札を辞退することができます。

サ 入札手続については、この入札説明書に記載のほかは、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づき執行いたします。

13 お問い合わせ先

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市総務部入札契約課 電話0859-23-5365

※ 業務仕様についてのお問い合わせは、平成20年10月21日（火）までとします。

<参考> 地方自治法施行令第167条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

- (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

業務委託仕様書

1 業務名

地方税電子申告システム導入及び ASP サービス提供業務

2 概要

社団法人地方税電子化協議会（以下「協議会」という。）が運営している地方税ポータルシステム（eLTAX）に接続し、個人住民税における公的年金からの特別徴収に伴うデータ送受信サービス（以下「年金特徴サービス」という。）を行うため、協議会との情報送受信に係るシステムの整備を行い、審査システム（以下「審査システム」という。）を稼働させる。

3 契約期間

契約期間は、契約日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

※ 審査システムの稼働開始は、平成 21 年 1 月とする。

※ 平成 21 年度分契約については、平成 21 年度予算の議決がされ契約金額がその範囲内である場合において、継続して締結する予定。

4 システム基本要件

- (1) 協議会により ASP サービス事業者として登録された事業者（以下「ASP 事業者」という。）又は ASP 事業者の販売代理店となる事業者（以下「届出事業者」という。）が、審査システムを構築し、LGWAN 回線を利用した ASP 方式で提供すること。
- (2) 協議会により構築された地方税ポータルシステム（eLTAX）に接続し、動作するものであること。
- (3) 審査システム操作端末（以下「審査クライアント」という。）と審査システムを接続する回線は、LGWAN 回線とする。
- (4) 協議会が公開している審査システム仕様書及びその関連仕様書を満たす機能を有し、年金特徴サービスを不足なく稼働させること。
- (5) 審査システムのサービス提供時間帯は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(1 月 1 日を除く。)並びに平成 20 年 12 月 29 日から平成 21 年 1 月 3 日までの日を除いた日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (6) 審査クライアントの台数は、2 台とし、審査クライアントに係るハードウェア及び必要なソフトウェアの調達は、市が行う。
- (7) 審査クライアントに係る市内ネットワークは、本市が整備する。

5 業務内容

審査システムの導入及び運用に際し、次に掲げる業務を行うこと。この場合において、具体的な業務の方法、内容等は、本市担当者と協議の上、決定するものとする。

(1) 作業スケジュールの作成

- ・ 契約業者は、契約締結後速やかに本市及び協議会と審査システム導入業務に関して協議又は調整を行い、導入業務に係る作業実施計画（以下「作業スケジュール表」という。）を本市に提出すること。
- ・ 作業スケジュール表には、次の事項を記載すること。
 - ① 審査クライアントの環境構築作業に関すること。
 - ② 総合運転試験の実施作業に関すること。
 - ③ 公的年金からの特別徴収に伴うデータ送受信確認試験に関すること。
 - ④ その他本市が導入業務において必要と判断する事項に関すること。

(2) 審査システムの設定作業

- ・ ASP データセンター側において、本市が利用するサービスを提供するために必要となる各種設定作業を行うこと。

(3) 審査クライアントの環境構築作業

- ・ 本市が用意する審査クライアント機器に対して、協議会が提供する仕様書に基づき審査クライアントのアプリケーションのインストール及び設定作業を行った上、試験環境及び本番環境を構築し、接続確認試験を行うこと。
- ・ 試験環境及び本番環境の構築は、協議会が指定する総合運転試験の実施日までに完了すること。

(4) 総合運転試験の支援業務

協議会が定める「地方税ポータルシステム総合運転試験手引書」のほか、各種試験関連資料に基づき、本市が実施する総合運転試験についての支援を行うこと。

- ・ 試験事前打合せを行うこと。
- ・ 試験時における問い合わせに対応すること。
- ・ 必要に応じて、試験結果（試験項目票）の内容を確認すること。
- ・ 必要に応じて、試験時における協議会との連絡調整を行うこと。

(5) 操作研修業務

審査システムの利用開始に先立ち、協議会が提供する審査クライアントの操作方法等資料に基づき、審査システムを操作する職員向けに研修を行うこと。

(6) ドキュメントの提供

導入時及び運用時に必要な次に掲げるドキュメントの整備を行うこと。

- ・ 研修マニュアル
- ・ 導入立ち上げ手順説明書
- ・ 導入詳細スケジュール表
- ・ 審査クライアントインストール及び初期設定手順書
- ・ 総合運転試験詳細手順書

(7) 利用サービスの提供

「4 システム基本要件」に掲げたシステムを本市に提供すること。

(8) 導入及び運用に関するスケジュール

協議会が提示している運用スケジュールに準ずること。

(9) 運用保守体制

導入時及び運用時並びにシステム障害時においてサポートを提供することができる体制並びに本市からの要請により現地において対応することができる体制を整えること。

なお、運用稼働後の審査クライアントのバージョンアップについては、本市が行う。

(10) 保守及びサポート内容

導入時及び運用時における問い合わせに対して、ヘルプデスクを設置し、対応すること。また、必要に応じ本市担当者に対し適切な指導を行うこと。

- ・保守及びサポートを行う時間帯は、次のとおりとする。

平日の午前8時30分から午後5時30分まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日(1月1日を除く。)及び平成20年12月29日から平成21年1月3日までの日を除く。

(11) その他

(1)から(10)までに掲げるものの他、審査システムの導入において必要となる業務が生じた場合は、本市担当者と協議の上、業務を実施すること。

6 障害発生時の対応

サービスの提供開始以後、保守及びサポートを行う時間内において、障害等の不具合が発生した場合は、速やかに現地での対応を行うこと。

7 個人情報の取扱い

本業務の履行に当たっては、個人情報の保護に留意し、委託契約書及び本市が定める条例、規則、規程その他関係法令等を遵守すること。

8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義が生じた事項については、本市担当者と協議の上、対処方法を決定すること。